

株式会社 滋賀食肉市場部分肉加工委託業務契約書(案)

委託者 株式会社滋賀食肉市場 代表取締役社長 寺倉 浩一（以下「甲」という。）と、受託者 ○○○株式会社 代表取締役 ○○○○○（以下「乙」という。）は、滋賀食肉センターで甲が処理した牛肉の部分肉加工の業務（以下「本件業務」という。）について、次のとおり委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

第1条 甲は乙に対し、本件業務について、本契約書および別紙仕様書により委託し、乙はこれを受託する。

（業務場所）

第2条 本件業務の実施場所は、滋賀食肉センター内（近江八幡市長光寺町1089番地の4）とする。

（契約期間）

第3条 本契約の有効期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（再委託の禁止）

第4条 乙は本業務を第三者に再委託し、または請け負わせてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、業務量の増大および効率化等を理由に乙から甲に対し事前に書面により申出があり、それを甲が許可した場合は、本契約における乙の義務と同様の義務を遵守させた上で、本業務の一部を再委託することができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、本契約の地位を第三者に譲渡し、または本契約から生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引受けさせ、もしくは担保に供してはならない。

（委託料および支払）

第6条 甲は委託料として、甲の検収に合格した当月に加工した枝肉重量1kg当たり別表に定める委託料単価を乗じた額に、消費税率（地方消費税を含む。）10%を加算した額を翌月10日までに乙が定する銀行口座に振り込むものとする。

2 前項の規定により算出した額（消費税を除く。）が1年当たり1,500万円を下回る場合は、甲は最低補償額として1,500万円に消費税率（地方消費税を含む。）10%を加算した額を乙に支払う。

（資料・情報等）

第7条 乙は、甲から貸与された資料、機器等について、本件業務以外の用途に使用してはなら

ず、善良なる管理者の注意義務をもって使用・保管・管理するものとする。

- 2 貸与された資料、機器等が不要となった場合、本契約が解除された場合、および甲からの要請があった場合は、乙は貸与された資料、機器等を速やかに甲に返却するものとする。

(機密保持)

第8条 甲および乙は、本契約に関連して知り得た他の当事者の技術上・経営上の一切の情報を第三者に漏洩し、または開示してはならない。本契約の終了後もまた同様とする。

(報告義務)

第9条 乙は、甲の請求があるときは、口頭または書面により、遅滞なく本件業務の実行状況を報告しなければならない。

- 2 本件業務の遂行に支障を生じるおそれのある事故の発生を乙が知った場合は、乙は、その事故の帰責の如何にかかわらず、その旨を直ちに甲に報告し、今後の対応方針について甲に協議しなければならない。

(反社会勢力の排除)

第10条 甲または乙は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「反社会的勢力」という。）が、本契約の相手方となることを拒絶する。

- (1) 暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人
- (2) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会引導標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれに類する集団又は個人
- (3) 暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為を行う集団又は個人

- 2 甲または乙は、本契約の締結後に、相手方が反社会的勢力であると判明した場合または相手方が不当な要求行為を行った場合には、何らの催告をしないで本契約を解除することができる。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が本契約に違反したとき。
- (2) 乙が自己の責めに帰すべき事由により、本業務の履行ができないと認められたとき。

- 2 甲が前項の規定により本契約を解除するに至った場合は、乙に生じた損害を甲に請求することはできない。

- 3 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 天災その他不可抗力により契約の目的を達成できないと認められるとき。
- (2) 甲が本契約に違反したことにより乙が本契約を履行することできなくなったとき。

(損害賠償)

第12条 本契約の履行に当たって、乙の責めに帰する事由により甲に損害が生じたときは、乙はその損害額を賠償するものとする。

(その他)

第13条 本契約に定めのない事項または本契約の解釈について疑義を生じた事項については、甲および乙が協議の上、定めるものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

【甲】 滋賀県近江八幡市長光寺町1089番地4
株式会社 滋賀食肉市場
代表取締役 寺 倉 浩 一

【乙】

【別表】

パック数	価格 /kg
～40	円
41～60	円
61～80	円
81～100	円
100～	円